

知らなきや
経営リスクに!

中小企業に影響大の

民法改正

和田倉門法律事務所

加藤伸樹 弁護士



第2回

債権の消滅時効の見直し

債権が行使されずに一定期間が経過したときに、その債権を消滅させる「消滅時効」に関するルールが見直される。債権者・債権者ともにきちんと整理しておくべき内容であり、特に債権者は債権が消滅してしまわないよう、よく理解しなければならない。

「中断」「停止」の用語変更

債権が「消滅」して債務者が義務を免れる「債権の消滅時効」は、訴訟が提起されたときなどの「中断」と、天災発生時などの「停止」とでストップするが、この言葉には分かりにくさがあるため、用語が変更される。

現行法の「中断」と「停止」だが、時効期間5年の債権で説明すると、4年経過時に「中断」になると残り期間がリセットされ、改めて残り5年の時効がスタートする。一方、4年経過時に「停止」になると時効の進行は止まるが、「停止」解消後は残り1年として時効が進行する。

中断という言葉からは、一時的に連続性が途絶えるものの、中断解消後は元の流れに戻るようなイメージを抱く人もいる。そこで、中断は「更新」、停止は「完成猶予」に変更される。

消滅時効期間の統一

現行法の債権の消滅時効期間は原則10年だが、事業者にとつては、商事債権に関する5年がなじみ深いだろう。また、業種によって1年（運賃）、2年（弁護士報酬）、3年（工事請負代金）といった短い期間が定められている。こうした複雑な制度は分かりにくいとして、債権の消滅時効期間が統一化される。

改正法では、①債権者が権利行使できると知ったときから5年、②客観的に権利行

使できるときから10年——という2つの期間を併用する制度としている。債権者が権利行使できることを知る機会がなくても、客観的に見て権利行使できるときから10年が過ぎれば消滅時効が成立するわけだ。

商取引に基づく債権は、権利行使できることを知らないケースはあまりないので、通常、①と②の起算点は一致する。つまり消滅時効期間は原則5年と考えてよいだろう。なお、前記の「商事債権に関する5年」に関する条項は廃止される予定だ。

また、従業員が作業中にけがをしたときの、「雇用契約に基づく損害賠償請求権など、人の生命・身体への侵害による損害賠償請求権については、被害者保護の観点から、②の期間が20年になる。生命・身体を害する不法行為に関する消滅時効も同様の扱いに見直される。

協議合意による完成猶予制度新設

時効の「更新」と「完成猶予」は用語が変わるだけで基本的に現行法の内容を引き継ぐが、これらに関する「協議合意」（債務の履行時期・方法について両方で協議しようという合意）による完成猶予制度が新設される。この制度では、書面や電子メールで協議合意したときに、合意から最長1年間、時効の完成（成立）が猶予される。猶予期間中に再度協議合意することで、本来の時効完成時期から最長5年まで猶予期間を延長できる。

協議合意による完成猶予と、内容証明郵便などで催告したときに時効の完成が猶予される制度は、両立しない。消滅時効期間の期日が近い債権については、債権者の態度や訴訟コストなどを勘案し、催告後に訴訟を提起するか、協議合意で時効の完成を猶予して協議による弁済を求めるか、どちらかを検討することになるだろう。(つづく)

▼この連載は、和田倉門法律事務所の加藤伸樹弁護士、野村彩弁護士、藤池尚恵弁護士が執筆します。